

東京地裁判決 平成29年（ワ）第6293号 不正競争行為差止等請求事件
（通称：マリカー事件）コメントサマリ及び所感

ゼミ生等からのコメントサマリ（全体を通じて）

不正競争行為に関して

- ✓ キャラクターイラストとは違い、単にコスチュームそれ単体だけでは、他人の商品と判別することが難しいのではないか。これを商品等表示として保護することには違和感がある。
- ✓ 商品等表示として保護されるべき範囲を広くみて、コスチュームを商品等表示とみなしているのか、それとも、キャラクターやカートとコスチュームの組み合わせをもって商品等表示とみなしているのか。
- ✓ 同じキャラクターであっても異なる彩色の場合（例えば色の違うマリオ）にも著名性と周知性が認められるのか。

著作権侵害行為に関して

- ✓ そもそも著作権に関して議論が不十分ではないか。これではライセンス契約を結ぶ場合に何を根拠すればよいのか不明確である。
- ✓ コスチュームにどの程度まで著作権保護を与えるべきかは、コスプレへの影響を踏まえて慎重な議論が必要であり、このようなことが判断の背景にはあったのではないか。

所感

➤ 山田

今回の判例は争点が多岐に渡るため、発表では被告のコスチューム貸与に関する不正競争行為について特に議論を行なった。今回は非実在キャラクターのコスプレであったが、アイドルグループのコスプレの場合にはどのように対処すべきか等、様々な角度から議論が交わされた。

今回の判例は著作権保護のみによらないキャラクター商品の保護のあり方として大変興味深いものであり、個人的にも不競法に関して深く理解することのできるよい機会となった。

➤ 粟田

コスチュームを業務で使うことがゲームのキャラクターの著作権侵害あるいは不正競争防止法違反になるか否か、という、困難な問題にしては、活発な意見交換がなされたと思います。また、判決文を精査することで、裁判所と当事者との議論が必ずしも噛み合っていない部分があることも、よく理解できました。今後の推移に注目していきたいと思います。